

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	【告示】 ○ 港湾施設の指定の一部改正 ○ 港湾施設における制限区域の設定等の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 道路の区域変更 ○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出 【公告】 ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 基本測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	担当課（室）	
	港湾課 〃 道路整備課 建築指導課 耕地課 監理課 建築指導課 〃		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第三百九十五号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年七月一日から施行する。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表岡山港の項中「一六、〇〇三・一八平方メートル」を「一五、九一六・九九二平方メートル」に、「七、二五〇・二平方メートル」を「七、二〇五・三三二平方メートル」に、「八、七五二・九八平方メートル」を「八、七一一・六七平方メートル」に、「七〇、九七五・二四平方メートル」を「七二、四二九・六〇六平方メートル」に、「二二区画」を「二四区画」に、「一、八五一・九一平方メートル」を「一、八六二・三三六平方メートル」に改める。

◎岡山県告示第三百九十六号

平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）の一部を次のように改正する。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

本文中「、岡山港の制限区域に係るものにあつては岡山県備前県民局建設部岡山港管理事務所」を削る。

一の表岡山港の項を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 宮原力万線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市宮原字与治郎前へ五五二番五地先から 美作市宮原字熊井峠口四八六番二地先まで	新	二・五 七・五	六四〇・〇
美作市宮原字戸尻四八五番二地先を経て 美作市宮原字熊井峠口四八六番二地先まで	新	五・五 五五・〇	五〇八・〇
美作市宮原字与治郎前へ五五二番五地先から 美作市宮原字熊井峠口四八六番二地先まで	新	二・五 七・五	六四〇・〇
美作市宮原字与治郎前へ五五二番五地先から 美作市宮原字熊井峠口四八六番二地先まで	旧	二・五 七・五	六四〇・〇

令和2年6月30日 岡山県公報 第12206号

◎岡山県告示第三百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

神奈川事務所

新…神奈川県横浜市西区高島二丁目一二番六号 崎陽軒ビルヨコハマ・ジャスト

一号館七階

旧…神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号 日総第八ビル八階

三 変更の年月日

令和二年七月十三日

令和2年6月30日 岡山県公報 第12206号

〔二九四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

上原井領土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月二十四日

〔二九五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市、高梁市、新見市、真庭市及び真庭郡新庄村	基本測量（電子基準点現地調査）	令和二年七月二十七日から令和三年二月二十八日まで

〔二九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町清水丸山一九、二〇一、二一一、二三一、二三、二四、二

五、三〇一、三〇二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市伊里中七二七一

大輝コーポレーション株式会社

代表取締役 岩本 史子

三 許可番号

岡山県指令建指第七五号

〔二九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町清水字丸山一九、二〇一一、二二一一、二三一一、二三、二四、二

五、三〇一一、三〇一二

二 公共施設の種類

道路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市伊里中七二七一

大輝コーポレーション株式会社

代表取締役 岩本 史子

五 許可番号

岡山県指令建指第七五号